9．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

納付金関係業務引当金として、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年厚生労働省令第147号）第11条に基づき、翌事業年度以後の事業年度における納付金関係業務に備えるための引当金を計上しております。

当該引当金への繰入及び戻入収益は、独立行政法人会計基準に基づき、臨時損益に区分して表示するものとされております。

10．災害損失に係る引当金及び見積額の計上基準

東日本大震災により被災した資産の復旧費用等の支出に備えるため、その見積額に基づき計上しております。

11．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

都道府県に所在する施設で国及び地方公共団体から無償使用している財産のうち、土地・建物及び土地に定着している工作物については法律等から算出した使用料を、その他の財産は減価償却相当額を計上しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985％で計算しております。

12．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

13．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

14．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

表示方法の変更

独立行政法人雇用・能力開発機構の解散による資産および負債の承継に伴い、当機構の会計事象等をより適切な科目をもって財務諸表に明確かつ簡潔に反映するため、次のとおり、財務諸表において表示科目の変更及び整理を行っております。

また、高齢・障害者雇用支援勘定に係る、高齢者雇用支援事業経理及び障害者雇用支援事業経理それぞれの費用科目及び収益科目の詳細については、高齢・障害者雇用支援勘定における附属明細書№10「開示すべきセグメント情報」により開示しております。

【主な表示科目の変更項目について】

項　目	変　更　前	変　更　内　容
貸借対照表	資産の部　Ⅱ　固定資産 「敷金・保証金」	「敷金」へ変更
	資産の部　Ⅱ　固定資産 「破産債権・再生債権及びその他これらに準ずる債権」	「破産更生債権等」へ変更
	負債の部　Ⅰ　流動負債 「預り補助金等」	「預り金」へ変更
	純資産の部　Ⅲ　利益剰余金 「積立金」	「前中期目標期間繰越積立金　障害者雇用納付金勘定積立金」へ変更
損益計算書	経常費用 「高齢者雇用支援事業費」 「障害者雇用支援事業費」	「業務費」へ変更し集約
	経常費用 「障害者職業能力開発事業費」	「業務費」へ変更
	経常費用 「障害者雇用納付金関係事業費」	
	経常費用 「借料及び損料」	「賃借料」へ変更
	経常費用 「諸税及び負担金」	「租税公課」へ変更
	経常費用 「光熱水料」	「光熱水道料」へ変更
	経常費用 「施設等修繕費」	「修繕費」へ変更
	経常費用 「旅費」	「旅費交通費」へ変更
	経常費用 「退職給付引当金繰入」	「退職給付費用」へ変更
	経常収益 「その他事業収入」	「その他の事業収益」へ変更
	業務費 人件費、助成金、支給金、納付金等還付金、業務委託費、減価償却費、貸倒引当金繰入、賞与引当金繰入、退職給付費用以外の費目	「その他の業務費」へ集約し、注記において記載
	一般管理費 人件費、減価償却費、賞与引当金繰入、退職給付費用以外の費目	「その他の一般管理費」へ集約し、注記において記載
	Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー 「高齢者雇用支援事業費支出」 「障害者雇用支援事業費支出」 「障害者職業能力開発事業費支出」 「障害者雇用納付金関係事業費支出」 「一般管理費支出」	「業務費及び一般管理費による支出」へ集約し、注記において記載